契約保証金に関する説明書

福岡市との契約の締結に当たっては、契約金額が300万円を超える場合、原則として契約保証金の納付などの履行保証が必要となります。落札者は、本書で定める必要書類を、契約の締結期限日（原則として、落札日から起算して６日（土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く。）目）までに提出しなければなりません。

（例）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
| 落札決定  １日目 | 土日祝日は  算入しない |  | ２日目 | ３日目 | ４日目 | ５日目 | 契約締結期限  ６日目 |

※ポイント：間に祝日や年末年始を挟まなければ、次の週の同曜日が契約締結期限日となる。

１　履行保証の内容

契約の締結に際し、契約金額(※１)の100分の10（円未満の端数切り上げ）以上の履行保証が必要となります。受注者は、後記５で契約保証金を免除される場合を除き、次のいずれかに掲げる履行保証を、契約締結の日までに付していただく必要があります。

①　契約保証金

②　有価証券（利付国債又は地方債　＊電子債権は除く）

③　金融機関(※２)の保証（債務不履行時の損害金の支払い保証）

④　保証事業会社(※３)の保証（債務不履行時の損害金の支払い保証）

⑤　公共工事履行保証証券

⑥　履行保証保険

※１．上記の「契約金額」は、単価契約の場合は「契約単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計」と読み替え、履行期間が１年を超える長期継続契約の場合は「契約金額を１年当たりの額に換算した額」と読み替えます。

※２．「金融機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合）をいいます。

※３．「保証事業会社」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する前払金保証事業を営む会社をいい、具体的には、西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社をいいます。

※４．④及び⑤は、工事の請負及び設計・測量・地質調査委託固有の履行保証です。ただし、④は、前払金保証と一緒に申し込む必要があるため、前払金が支出されない契約（単価契約など）では対象外となります。

※５．③～⑥は、事前に各取扱機関の審査を必要とします。したがって、落札後になって初めて保証等の申込みをされたのでは保証等を受けることができない場合がありますので、保証等を予定される場合は、必ず事前に取扱機関にご相談ください。

２　具体的な手続き

(1)　現金で契約保証金を納付する場合

ア　納付書を作成しますので、落札後速やかに契約担当課までご連絡ください。

イ　納付後は、収納機関の領収印のある領収書を契約書とともに提出してください。領収書の原本は、コピーを取った後、速やかにお返しします。

ウ　納入された契約保証金は、履行完了後の検査に合格した後、所定の手続きを経て還付します。

(2)　有価証券を提供する場合

ア　有価証券は、利付国債又は地方債に限ります。また、電子債権は除きます。

イ　有価証券は、額面金額が、契約金額の100分の10（円未満の端数切り上げ）以上のものを提供してください。

ウ　まずは、市側の準備をしますので、落札後速やかに契約担当課まで連絡のうえ、ＦＡＸ等で有価証券の写しを提出してください。

エ　準備ができたらご連絡しますので、契約書とともに有価証券（証券は現物に限ります）を持参してください。

オ　来庁されたら契約担当課の職員と一緒に本市会計室に行き、そこで有価証券の納入手続きを行います。

カ　手続き終了後、会計室から「有価証券納入通知書兼領収書」が渡されますので、それを契約担当課に提出してください。コピーを取った後、速やかにお返しします。

キ　提供された有価証券は、履行完了後の検査に合格した後、所定の手続きを経てお返しします。

(3)　金融機関の保証を提供する場合

ア　契約書とともに金融機関が発行する保証書（原本）を提出してください。

イ　保証書の内容は、次のとおりである必要があります。

(ｱ)　名あて人が、発注者（福岡市長）であること。

(ｲ)　保証人が、前記１の※２で定める「金融機関」であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ｳ)　保証委託者が、受注者であること。

(ｴ)　保証の内容が、発注者と受注者間の契約による債務の不履行により生ずる損害金に対する支払い保証であること。

(ｵ)　保証の対象となる契約の件名が、契約書記載の件名と同一であること。

(ｶ)　保証限度額が、契約金額の100分の10（円未満の端数切り上げ）以上の額であること。

(ｷ)　保証期間が、履行期間を含むものであること。

(ｸ)　保証債務履行の請求の有効期限が、保証期間経過後６か月以上確保されていること。

ウ　提出された保証書は、履行完了後の検査に合格した後、所定の手続きを経てお返しします。

(4)　保証事業会社の保証を提供する場合

ア　契約書とともに保証事業会社が発行する保証証書（原本）を提出してください。

イ　保証証書の内容は、次のとおりである必要があります。

(ｱ)　名あて人が、発注者（福岡市長）であること。

(ｲ)　保証人が、前記１の※３で定める「保証事業会社」であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ｳ)　保証委託者が、受注者であること。

(ｴ)　保証の内容が、発注者と受注者間の契約による債務の不履行により生ずる損害金に対する支払保証であること。

(ｵ)　保証の対象となる契約の件名が、契約書記載の件名と同一であること。

(ｶ)　保証金額が、契約金額の100分の10（円未満の端数切り上げ）以上の額であること。

(ｷ)　保証期間が、履行期間を含むものであること。

(ｸ)　保証債務履行の請求の有効期限が、保証期間経過後６か月以上確保されていること。

(5)　公共工事履行保証証券を提供する場合

ア　契約書とともに保険会社が発行する公共工事履行保証証券（原本）を提出してください。

イ　公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証です。

ウ　公共工事履行保証証券の内容は、次のとおりである必要があります。

(ｱ)　債権者が、発注者（福岡市長）であること。

(ｲ)　保証人の記名・押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ｳ)　債務者が、受注者であること。

(ｴ)　主契約の内容としての契約名が、契約書記載の件名と同一であること。

(ｵ)　保証金額が、契約金額の100分の10（円未満の端数切り上げ）以上の額であること。

(ｶ)　保証期間が、履行期間を含むものであること。

(6)　履行保証保険契約を締結する場合

ア　契約書とともに保険会社が発行する履行保証保険証券（原本）を提出してください。

イ　履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険です。

ウ　履行保証保険は、定額てん補方式を申し込んでください。

エ　履行保証保険証券の内容は、次のとおりである必要があります。

(ｱ)　被保険者が、発注者（福岡市長）であること。

(ｲ)　保険会社の記名・押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ｳ)　保険契約者が、受注者であること。

(ｴ)　契約の内容としての契約名が、契約書記載の件名と同一であること。

(ｵ)　保険金額が、契約金額の100分の10（円未満の端数切り上げ）以上の額であること。

(ｶ)　保険期間が、履行期間を含むものであること。

３　契約の内容に変更があった場合

契約金額の変更又は履行期間の変更があった場合は、履行保証の内容も変更する必要がある場合があります。変更の取扱いについては、契約担当課の指示に従ってください。

【保証内容の変更を行う必要がある場合】

①　契約金額の増額変更が当初契約金額の30％以上になる場合（ただし、履行期限の概ね１か月以内に行われる場合を除く。）・・・この場合、履行保証の額を増額変更する必要があります。

②　履行期間を延長する場合・・・この場合、保証期間や保険期間を変更する必要がある場合があります。

４　債務不履行があった場合

債務不履行があった場合など、受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合は、履行保証として提供された契約保証金、有価証券、損害保険金などは地方自治法第234条の２第２項により福岡市に帰属します。また、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収します。

５　契約保証金の免除申請

(1)　免除の要件

受注者が、過去５年の間(※１)に本市又はその他の官公庁等(※２)と種類及び規模をほぼ同じくする契約(※３・４)を締結し、これを誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の納付を免除します。当該理由により免除を希望する方は、下記(2)で定めるところに従って免除申請を行ってください。

※１．「過去５年の間」とは、本件契約の締結期限日（原則として、落札日から起算して６日（土・日・祝日を除く。）以内）から過去５年の期間内に契約締結日及び履行完了日の両方が含まれていることを要件とします。

ただし、履行期間が12か月を超える契約に係る履行実績については、次に掲げるものも実績として認めます。

①　現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されている場合

②　契約締結日が５年以上前であっても、12か月以上の期間履行されており、かつ、履行完了日が過去５年の期間内に含まれている場合

（例）下記の実績①～③は、いずれも履行実績として認めます。

実績が認められる５年の間

（H25.4.1～H30.3.31）

**実績②**

契約締結期限日

（H30.4.1）

（H25.4.1）

（H22.10.1）

（H25.9.30）

**実績①**

（H29.4.1）

（H31.3.31）

**実績③**

（H23.4.1）

（H31.3.31）

現在履行中だが，12か月履行

されているため要件を満たす。

契約締結日が５年以上前だが，12か月以上の期間履行されており，かつ，履行完了日が過去５年の期間内に含まれているため要件を満たす。

契約締結日が５年以上前で現在も履行中だが，

12か月以上履行されているため要件を満たす。

※２．「本市又はその他の官公庁等」とは、別紙１「履行実績対象団体」に掲げる団体とします。

※３．「種類をほぼ同じくする契約」について、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている申請業種区分（以下、「登録業種」という）によって以下のとおりに取扱います。

(1) 登録業種の契約（物品の購入契約）の場合

「種類をほぼ同じくする契約」とは，本市又はその他の官公庁等が物品を購入する契約であれば，物品の種類は問わず「種類をほぼ同じくする契約」として認めます。

　　　　　 (2) 登録業種の契約（物品の賃貸借契約）の場合

「種類をほぼ同じくする契約」とは，本市又はその他の官公庁等が物品を借り入れる契約であれば，物品の種類は問わず「種類をほぼ同じくする契約」として認めます。

(3) 登録業種の契約（物品の修繕契約）の場合

「種類をほぼ同じくする契約」とは，物品の修繕契約であれば，物品の種類は問わず「種類をほぼ同じくする契約」として認めます。

(4) 登録業種の契約（物品以外）の場合

「種類をほぼ同じくする契約」とは，競争入札参加資格を認定する際に区分した「申請区分業種」のうち本件契約と同一の申請区分業種に該当する契約であるかを基準に判断します。

　　　　　(5) 登録業種の契約でない場合

「種類をほぼ同じくする契約」とは，本件契約の仕様書で定める主要業務を含む契約をいいます。

※４．「規模をほぼ同じくする契約」とは、契約金額（単価契約にあっては、契約単価にそれぞれの実績数量（予定数量でないと履行証明書を発行してもらえない等の場合は、予定数量でも可）を乗じて得た額の合計。履行期間が１年を超える長期継続契約にあっては、契約金額を１年当たりの額に換算した額。）が、本件契約金額の概ね50％以上の額であるかを目安に判断します。

(2)　申請方法

ア　提出物

(ｱ)　契約保証金免除申請書（別紙２）

(ｲ)　契約保証金免除申請書に記載した契約に係る契約書の写し

(ｳ)　契約保証金免除申請書に記載した契約の業務内容が分かる仕様書等の資料

(ｴ)　契約保証金免除申請書に記載した契約を履行したことが分かる書類（例：発注者から発行された履行証明書（写しでも可）、検査結果通知書の写し、成績評定通知書の写し等）

(ｵ)　「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されていない方は、次に掲げる書類（ａ～ｄについては、提出日前３か月以内に発行されたもの（写しでも可）を提出してください。）

ａ　登記事項証明書（法人の場合）

注１）法務局発行の現在事項全部証明書を提出してください（履歴事項全部証明書でも可）。

ｂ　身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注１）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもあります。）を提出してください。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものです。

注２）法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出してください。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。

注３）身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要です。

ｃ　市町村税を滞納していないことの証明書

注１）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する方については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出してください。

注２）上記以外の方については、所在地市区町村発行の証明書で、直近２年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出してください。

ｄ　消費税及び地方消費税納税証明書

注１）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出してください。

注２）証明書の種類は「納税証明書（その３）」を選択してください（「その３の２」「その３の３」でも可）。

ｅ　直近の決算２年分の財務諸表の写し

注１）法人の場合は、直近決算２年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出してください。

注２）個人の場合は、別紙３をもとに作成のうえ提出してください。

イ　提出省略の特例がある提出物

契約保証金免除申請書に記載した契約が本市との契約である場合は、(ｴ)の書類については提出を省略することができます。

また、(ｵ)の書類については、過去２年以内の契約案件等において、同様の書類を本市に提出していることが確認できた場合は、これらの提出を省略することができる場合がありますので、該当する契約がある場合は、その契約件名、契約時期、本市の担当課を申し出てください。

ウ　提出期限

契約保証金免除申請の承認には、本市による審査が必要であり、本件契約の締結期限日（原則として、落札日から起算して６日（土・日・祝日を除く。）以内）直前で免除申請を行うと、本市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、契約担当課に申請してください。

（別紙１）

**履行実績対象団体**





（別紙２）

契約保証金免除申請書

年　　月　　日

（あて先）福岡市長

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者役職・氏名 | 印 |

下記契約について契約保証金の免除を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

１　契約件名

２　本市又はその他の官公庁等との履行実績

|  |  |
| --- | --- |
| 発注者 |  |
| 契約件名 |  |
| 契約日 | 年　　月　　日 |
| 履行期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 契約金額 | 円 |

　※資料として下記の書面を必ず添付してください。

(1)　２の契約に係る契約書の写し

(2)　２の契約の業務内容が分かる仕様書等の資料

(3)　２の契約を履行したことが分かる書類（例：発注者から発行された履行証明書（写しでも可）、検査結果通知書の写し、成績評定通知書の写し等）

(4) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されていない方は、「契約保証金に関する説明書」の５(2)ア(ｵ)に掲げる書類

※　２の契約が本市との契約である場合は、(3)の書類については添付不要です。

※　(4)の書類については、過去２年以内の契約案件等において、同様の書類を本市に提出していることが確認できた場合は、これらの提出を省略することができる場合がありますので、該当する契約がある場合は、その契約件名、契約時期、本市の担当課を申し出てください。

　　　　　　※発注者記入欄

|  |  |
| --- | --- |
| 起 案 | 平成　　年　　月　　日 |
| 決 裁 | 平成　　年　　月　　日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 課　長 | 係　長 | 係　員 |
|  |  |  |

上記申請について、　承認　・　不承認　と決定し、別紙のとおり通知してよろしいか。

※２の契約が本市との契約である場合に当該契約を履行したことを確認した記録

印



